

産前産後・育児および介護に関する規程

令和 8 年 4 月 1 日

妊娠中及び出産後の通院休暇（就業規則抜粋）

施設職員が母子健康法に定める健康診査及び保健指導を受けるときは、請求により、次のとおり通院休暇を与える。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 妊娠 23 週まで | 4 週間に 1 回 |
| (2) 妊娠 24 週から 35 週まで | 2 週間に 1 回 |
| (3) 妊娠 36 週以後出産まで | 1 週間に 1 回 |
| (4) 出産後（出産後 1 年以内） | 医師等の指示するところにより必要な時間 |

妊娠中の通勤緩和措置

施設は妊娠中の施設職員から、通勤時の混雑を避けるため、始業及び終業の時刻の変更の請求があったときは、1 日につき 60 分以内の時差出勤または勤務時間の短縮を認める。

前項の場合については、勤務したものとみなす。

育児休業・介護休業等

施設職員は、1 歳に満たない子を養育するため休業する必要があるときまたは常時介護が必要な親族等の介護のため休業する必要があるときは施設に申し出て育児介護休業をすることができる。

育児休業・介護休業の適用を受けることができる施設職員の範囲その他必要な事項については、「育児休業・介護休業規程」で定める。

育児時間

1 歳に満たない子を養育する施設職員から請求があったときは、休憩時間のほか 1 日に 2 回、1 回 30 分の育児時間を与える。